

原子力発電所の安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、原子力規制庁

原子力発電所再稼働の安全性を担保するため、以下の対策を講じていただきたい。

○再稼働に係る国及び地方自治体の権限や責任、同意を求める地方自治体の範囲、広域避難計画の承認など具体的な手続きを定めた法的枠組みの構築

○40年を超える原子力発電所について、国が審査において安全性（特に取り替えられない原子炉容器や各溶接部分）を判断した根拠、安全確保のための施設の長期保守管理の内容等に関する、府及び関係市町並びに地域住民への継続的かつ丁寧な説明

○安全協定について、立地自治体に隣接するかどうかで協定内容が異なることから、国が責任を持って、対象となる自治体の範囲、協定項目や基準を法令上明確に定めること

【現状・課題等】

- 立地県においても、法的に同意プロセスを定めたものがない。
- 京都府やUPZ内の市町が原子力発電所の再稼働に係る同意プロセスから除外されている。
- 同意を求める自治体の範囲、判断基準等を定めた法的枠組みの整備が必要
- UPZ内市町は、いずれも避難計画の策定義務があるにもかかわらず、UPZ内市町と事業者との安全協定については事業者の自主的な取組に任されており、立地自治体に隣接するかどうかで協定内容が異なっている。

京 都 府 の担当課	危機管理部 原子力防災課 (075-414-5614)
---------------	-----------------------------

【国の事業等】

■原子力発電所の再稼働状況

発電所名		経過年数	状 況
高 浜	1・2号機	1号機：47年	安全対策工事完了(R5年6月再稼働予定)
		2号機：46年	安全対策工事完了(R5年7月再稼働予定)
	3・4号機	3号機：37年	平成29年6月再稼働
		4号機：36年	平成29年5月再稼働
大 飯	1・2号機	1号機：廃止	廃止（平成30年3月1日）
		2号機：廃止	
	3・4号機	3号機：30年	平成30年3月再稼働
		4号機：29年	平成30年5月再稼働

■安全協定等の締結状況

<高浜発電所>

対象自治体		締結内容	備 考
隣 接	京都府	安全協定書	平成27年2月 締結
	舞鶴市		平成4年1月 締結(平成27年2月覚書締結)
	綾部市		平成3年12月 締結(平成27年2月確認書締結)
隣 々 接	福知山市	通報連絡等 協定書	平成29年10月 締結
	宮津市		
	南丹市		
	京丹波町		

※隣々々接となる伊根町は、UPZ内であるにも関わらず協定等未締結

<大飯発電所>

対象自治体		締結内容	備 考
隣 接	京都府	安全協定書	平成29年8月 締結（令和元年5月 改定）
	綾部市		
	南丹市		
隣 々 接	舞鶴市	通報連絡等 協定書	平成29年8月 締結（令和元年5月 改定）
	京丹波町		
	京都市		

■隣接・隣々接自治体における協定内容の違い

主な項目	隣接自治体 (安全協定書)	隣々接自治体 (通報連絡等協定書)
増設に係る建設計画及び重要な 変更の事前報告	○	×
輸送計画の事前連絡	○	×
平常時の連絡	○	○
現地確認	○	×